平成２２年（フ）第２１号
福島県南相馬市原町区北原字巣掛場62番地の１
破産者　株式会社新日本薬品
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第１２４号
栃木県小山市大字稲葉郷67番地188
破産者　有限会社石田商店
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第６３００号
東京都世田谷区大蔵１―14―14―301
破産者　鷲野　友嘉
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５７３号
千葉県柏市光ケ丘団地３―６―504
破産者　毛利　宏一
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７０２号
千葉県船橋市湊町１丁目１番17号
破産者　株式会社エクセレントハイム
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２４号
東京都東久留米市柳窪２丁目６番４号ビューハイム武蔵野219
破産者　田中　彩子
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２００号
福井県坂井市三国町池見101号２番地
破産者　シンコー建設株式会社
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
神戸市西区伊川谷町前開1417―３
破産者　株式会社ＲＹＵＫＥＮ
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
松江市八幡町368番地19
破産者　寺本　昌信
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２９号
鹿児島県日置市吹上町湯之浦1194番地４
破産者　株式会社有園
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８５号
沖縄県うるま市字赤道506番地２
破産者　山根　龍二
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第７１４号
千葉県船橋市金杉台１丁目３番２棟501号
破産者　田島　太郎
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４３７号
群馬県伊勢崎市東小保方町3938番地
破産者　松崎塗装有限会社
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第８５号
栃木県佐野市吉水駅前１丁目１番地５
破産者　栃木交通株式会社
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第４６４号
千葉県船橋市田喜野井６丁目25番５号
破産者　佐々木彰一
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０２１号
千葉県船橋市栄町１丁目６番21号
破産者　岩田　　利
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３０９号
奈良県北葛城郡王寺町久度３丁目13番31号
破産者　金華堂総本舗こと　有限会社きんかどう
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
岩手県紫波郡紫波町北日詰字東ノ坊４番地32、旧本店所在地岩手県花巻市高田８番５号
破産者　有限会社アサヒ土木
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第８８３号
千葉市中央区都町１丁目39番14号
破産者　足立　典子
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１００９号
千葉市中央区星久喜町1162番地８
破産者　中村　玲子
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０３４号
千葉市花見川区花見川２番12棟312号
破産者　山下　英市
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９９号
千葉県印西市船尾1409番地３
破産者　株式会社成田サービス
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１０２６号
東京都品川区南品川６丁目７番31号ライブゼームス坂101
破産者　尾崎　瑞穂
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部